

## 会 議 録

会議の名称	令和5年度（2023年度）第1回国民健康保険運営協議会		
開催日時	令和5年（2023年）11月20日（月）14時00分～15時20分		
開催場所	WEB会議（第二庁舎3階 大会議室）	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可
事務局	健康医療部 保険給付課	傍聴者数	0人
公開しなかった理由			
出席者	委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者代表：油井広江委員、有ヶ谷一郎委員、田中嘉弘委員、松尾眞一委員</li> <li>・保険医又は保険薬剤師代表：芦田康宏委員、飯尾雅彦委員、近藤篤委員 地寄剛史委員</li> <li>・公益代表：今井誠委員、角田明義委員、濱節子委員</li> <li>・被用者保険等保険者代表：藤浪晋委員</li> </ul>	
	事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康医療部：松浪部長、小杉理事、寺田次長兼保健安全課長、鈴木保険長兼保険給付課長</li> <li>・保険給付課：上野主幹、村山課長補佐、田中副主幹兼審査企画係長、宮崎主査、濱口技能長、山上技能長、竹口主事、千原</li> <li>・保険相談課：千葉課長、櫻田主幹、太原課長補佐、吉田課長補佐</li> <li>・コロナ健康支援課：岸田課長、舟橋けんしん係長、川原主査</li> </ul>	
	その他		
議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和4年度（2022年度）国民健康保険事業特別会計決算等について（報告） <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度決算について</li> <li>・（第2期豊中市国民健康保険 広域化への対応実施計画） 令和4年度評価および令和5年度取組内容について</li> </ul> </li> <li>(2) 第3期「保健事業実施計画（データヘルス計画）」及び第4期「特定健康診査等実施計画」の策定について（諮問）</li> <li>(3) その他</li> </ol>		
審議等の概要 （主な発言要旨）	別紙のとおり		

## 令和5年度（2023年度）第1回 豊中市国民健康保険運営協議会（議事概要）

日時：令和5年（2023年）11月20日（月） 午後2時～

場所：WEB 会議（市役所第二庁舎3階大会議室）

### ●令和4年度（2022年度）国民健康保険事業特別会計決算等について（報告）について

【資料1、資料2、資料3に基づき事務局より説明】

【質疑応答】

- 委員 ・ 令和4年度1人あたり保険料は約11万2,713円と説明があったが、前年度と比較した場合の増減率はどうか。
- 事務局 ・ 令和3年度の1人あたり保険料は10万4,926円で、7.42%上昇している。
- 委員 ・ 昨今の物価高などにより市民の負担感が増している中、国保の軽減措置の廃止による被保険者への影響について何か検証しているのか。
- 事務局 ・ 各市独自での軽減措置について基準の統一化により令和6年度から実施できなくなるため、府内全域で公平に負担する形で軽減できないかといった具体的な検討を大阪府と各市町村により今議論しているところである。
- 会長代理 ・ 令和6年度の保険料は、いつ頃に示されるのか。
- 事務局 ・ 令和6年度の市町村標準保険料率は1月上旬に大阪府から示される予定である。令和6年度から府内の保険料率は統一されることから独自財源を用いて市独自で保険料率を定めることができなくなるが、例えば保険料抑制策の一つとして、事業費納付金を通じた保険料抑制のほか、保険者努力支援制度（市町村分）の交付金等の財源配分を見直し、その財源を活用することで保険料の抑制ができないかを府と各市町村で検討しているところである。
- 会長代理 ・ 保険料率算定にあたっては、これまで豊中市の被保険者の所得、医療給付費などを参考に算定されていたと思うが、保険料率が府内統一となると大阪府全体の被保険者分の所得や医療費の状況をもとに算定されるのか。
- 事務局 ・ 国保広域化により財政運営の責任主体として、大阪府が府内全体の医療給付費等の見込額から国からの交付金・補助金等の公費等の拠出で賄われる部分を除いた額を算定し、各市町村の被保者数・世帯数や所得、標準収納率などに基づいて個別の納付金額を決定し、事業費納付金という形で府が各市町村に請求する流れとなっている。

- 会長代理・豊中市独自で算定する保険料率と府内統一保険料率は、若干乖離が見込まれるということか。
- 事務局・令和5年度までは府内統一保険料率に対して市独自の保険料率が設定可能であったので乖離が生じていたが、令和6年度からは統一されるため、乖離は生じなくなる。
- 会長代理・保険料の独自軽減が廃止された場合、市としての負担はなくなるが、国や府から代わりとなる保険料軽減策は何かあるのか。
- 事務局・市独自の軽減に関する財源については、一般会計から国保特会への法定外繰入れにより対応してきたが、これが廃止されることでこれまで市が独自で負担してきた分はなくなり、国の法令に基づく軽減制度や府の統一基準に沿った保険料減免制度で対応することとなる。

●第3期「保健事業実施計画（データヘルス計画）」及び第4期「特定健康診査等実施計画」の策定について

【資料4に基づき事務局より説明】

【質疑応答】

- 委員・健康維持のために特定健康診査の活用が重要だと思うが、令和6年度から府内統一基準で行うようになって、豊中市の特定健診は今後も継続実施されるのか。
- 事務局・引き続き実施していきたいと考えている。
- 委員・薬剤師会の立場からの意見として、ジェネリック医薬品の使用率について所得格差の問題も影響しているのではないかと考えている。また、処方箋を受けた際に変更不可の記載もある。もしジェネリック医薬品でもよい場合は変更不可のチェックを外すといったことをしていただくと非常にありがたいと思っている。
- 事務局・医師会の先生方にもご協力いただくと大変助かります。
- 委員・医師会の立場から、ジェネリック医薬品への変更不可について、どれくらいの割合であるのか教えていただきたい。
- 委員・感覚では豊中市の北部では2～3人の先生がチェックを入れたまま処方箋を出されているような感じで、その先生が受け持たれている患者さんも多いことからそのような処方箋が多い印象がある。
- 委員・ごく一部の先生だと思うが、医師会としてもそういう先生方に現状を認識いただくよう対応を進めていなければならない。ただ多くの先生方は変更不可のチェックを外していると思う。

- 事務局 ・ジェネリック医薬品の普及やポリファーマシー対策に関して、医師会・薬剤師会の先生方のご協力が必要であり、保健所としても取り組もうとしている。好事例を先生方と情報共有するなどしていきたいと考えている。

●次期大阪府国民健康保険運営方針（素案）概要の報告

- 今後の条例・施行規則の改正（産前産後保険料減免に関する豊中市国民健康保険条例の改正及び一部負担金減免に関する同条例施行規則の改正）の報告

【参考資料に基づき事務局より説明】

【質疑応答】

- 会長代理 ・産前産後保険料に係る減免について、これは府内全体で行うものなのか。
- 事務局 ・国の施策であるため、全国で実施されるものである。
- 会長代理 ・全国で実施されるものであっても、豊中市の国保条例を改正する必要があるのか。
- 事務局 ・最終的な決定は市町村となるため、実施するには、市の国保条例を改正する必要がある。
- 委員 ・大阪府の統一保険料率について、全国的に見た場合は高いのか、低いのか。また各都道府県の国保加入者の平均年齢と保険料に関係性があるのか、分かる範囲で教えていただきたい。
- 事務局 ・全国的に見た大阪府統一保険料率の位置付けについて、各都道府県の保険料率を比較した資料が手元にないので、正確なところは分からないが、一般的に全国的には大阪府の保険料は高いと聞いている。あと平均年齢と保険料の関係性については、国保は平均年齢が高いことから1人あたりの保険給付費も非常に高くなっており、それに伴い保険料も高い状況である。

●その他

- 事務局 ・次回の開催は令和6年1月29日。
  - ・案件は第3期「保健事業実施計画（データヘルス計画）」及び第4期「特定健康診査等実施計画」の素案の提案、令和6年度の保険料率についての報告など。今回と同様にWEB会議の予定。